

鈴鹿市公告第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和8年2月18日

鈴鹿市長　末　松　則　子

1 指定番号

第2025道位001号

2 指定に係る道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定年月日

令和8年2月18日

4 指定道路の位置

鈴鹿市中旭が丘三丁目7253番4

5 指定道路の延長及び幅員

延長　　48.4メートル

幅員　　6.0メートル